

地域でただいま活躍中!安全・安心な地域づくり!

連載 **自治会トピックス** **中栗原 連合 自治会**

伝統文化を継承しよう

当会は、中栗原第一、第二、第三の各自治会で構成しています。連合自治会の主なイベントは、毎年度8月上旬に行う納涼夏まつりです。昭和、平成の頃は、帰省に伴う盆踊りを中心に行われていました。最近では、一時期コロナ禍で中止になりましたが、自治会員がメンバーとなっているジャズバンド演奏やフラダンスを取り入れ、昔ながらのお囃子演奏も継続しています。今後も伝統文化の継承に重きを置いて続けたいと思っています。 中栗原連合自治会 会長 大矢公夫

ジャズバンドとフラダンス

自治会への加入などは、問い合わせ先へお問い合わせください。

問合せ 自治会総連合会事務局 ☎(FAX)046(252)8751

HP <https://shijiren-zama.com/>

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550




安全・環境 **ざまホットライン ZAMA HOT LINE**

防災セミナー

NPO法人ざま災害ボランティアネットワークとの協働で、災害発生時に要配慮者を支援するために必要な備えなどについて学ぶセミナーを開催します。

日時 10月5日(出)9:30~12:00 (9:00受付開始)

場所 市民健康センター

定員 40人 (申込順)

申込 電話、ファクスまたは直接担当へ

※車でお越しの方は市役所地下1階の駐車場をご利用ください。

担当 危機管理課 ☎046(252)7395 (FAX)046(252)7773



ごみのカレンダーを配布

10月~令和7年9月の「資源物とごみの分別収集カレンダー」を全世帯へ配布しました。

一人一人の心掛けがごみの減量につながります。今後も分別へのご協力をお願いします。

※まだ届いていない方は問い合わせ先へお問い合わせください。

問合せ ポスティングコールセンター (株式会社メディア・ソリューション・センター) ☎0120(221)523 (日曜日を除く9:00~18:00)

担当 ゼロカーボン推進課 ☎046(252)7985 (FAX)046(255)3550



燃やすごみの量 **8月の実績**

家庭から排出された燃やすごみの量は、1人につき1日おにぎり1個分の減量を目指しましょう。

令和	排出量	前年同月比
6年	1,503.03トン	-4.9パーセント
5年	1,580.11トン	

年間963トンの削減目標まで、あと923トンです。

担当 ゼロカーボン推進課 ☎046(252)7985 (FAX)046(255)3550

心の悩みや心配を1人で抱えないで

SNSや電話などで相談できます。詳しくは下記2次元コードからご確認ください。

 NPO法人自殺対策支援センターライフリンク「生きづらびっと」

 ストレスチェック「こころの体温計」

電話相談 神奈川県「こころの電話相談」 ☎0120(821)606 (年中無休24時間)

担当 地域福祉課 ☎046(252)8247 (FAX)046(255)3550

★カルチャー **ざまホットライン ZAMA HOT LINE**

在日米陸軍軍楽隊&座間市演奏家連盟のファイナルコラボレーション

在日米陸軍軍楽隊はキャンプ座間に駐留し、日米親善のための演奏活動を長年行ってきました。在日米陸軍軍楽隊の活動停止に伴い、在日米陸軍軍楽隊のデイビッド隊長が、市民の皆さんに感謝を伝えるためのコンサートを行います。クラリネット、パーカッション、マリンバによる多彩な音楽をぜひお楽しみください。

日時 9月25日(休)12:30~12:50

場所 市役所1階市民サロン

曲目 「What a Wonderful World」「The Entertainer」など

演奏者 在日米陸軍軍楽隊 マシュー・デイビッド上級准尉(クラリネット)、ニコラス・ミラー二等軍曹(パーカッション)、座間市演奏家連盟 真崎佳代子(マリンバ)

担当 人権・男女共同参画課 ☎046(252)8035 (FAX)046(252)0220



ひまわりフェスタ in NISSAN

ひまわりフェスタ実行委員会では、市商店会連合会が行っている「咲かせよう!座間のひまわりキャンペーン」の一環として標記イベントを開催します。

日時 10月13日(日)9:00~16:00 (雨天決行・荒天中止)

場所 日産自動車株式会社 座間事業所 (広野台2-10-1)

内容 ステージイベント、大道芸大会、ひまわり写真コンテスト・ひまわり写真コンテスト表彰式、模擬店

入場 自由

問合せ ひまわりフェスタ実行委員会事務局 ☎080(4447)6515

担当 産業振興課 ☎046(252)7604 (FAX)046(255)3550

子育て・教育 **ざまホットライン ZAMA HOT LINE**

児童扶養手当制度の一部改正

児童扶養手当は令和6年11月分(令和7年1月支給分)から、次の通り制度改正されます。

改正内容

全部支給および一部支給の判定基準となる所得制限限度額の引き上げ

受給資格者の所得制限限度額が右表の通り引き上げられます。

扶養親族等の数	全部支給所得額	一部支給所得額
なし	690,000円	2,080,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円
以降1人につき	380,000円加算	380,000円加算

①社会・生命保険料相当額として一律8万円を控除します。また、給与所得または公的年金等に係る所得を有する方は、その合計額から最大10万円を控除します。

②受給資格者の収入から①を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して全部支給、一部支給または全部支給停止のいずれかを決定します。

※扶養義務者など(原則受給資格者と同居している親族)の所得制限限度額の改正はありません。

第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。手当の月額、全国消費者物価指数の変動などにより改定されます。今年度は右記の金額です。

	改正前	改正後
全部支給	6,450円	10,750円
一部支給(所得に応じて決定)	6,440~3,230円	10,740~5,380円

児童扶養手当の認定請求

- 現在受給中または全部停止の方は、改正に伴う手続きは不要です。
- 未申請の方は10月末までに認定請求を行うことで、11月分から手当が支給される場合があります。

※社会通念上、事実婚が認められる場合などは受給対象外です。

事前相談

新規認定請求には事前相談が必要です。手続きの受付時間は、月曜~金曜日(祝・休日を除く)8:30~11:00、13:00~16:00です(予約不要)。来庁の際は受付時間内に窓口へお越しください。申請手続きは1時間程度要します。

担当 子育て支援課 ☎046(252)7201 (FAX)046(255)5080